

第1編 身柄に関する手続

第1章 勾留

第1. 被疑者勾留

第60条

- 1 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。
- 一 被告人が定まった住居を有しないとき。
 - 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 3 30万円……以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件については、被告人が定まった住居を有しない場合に限り、第1項の規定を適用する。

第207条

- 1 前3条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

1. 勾留とは

(1) 意義

逮捕された被疑者の身柄をさらに継続して拘束するための裁判及びその執行



制度上、被疑者（起訴前）勾留と被告人（起訴後）勾留とがある



刑訴法は、被告人勾留に関する規定（60以下）を被疑者勾留に準用（207I）



勾留要件、勾留質問・勾留理由開示の手続、勾留取消、勾留執行停止等に差異はない

※保釈は起訴後ののみであること

起訴前の勾留に対し起訴後に準抗告することは認められない（準抗告の利益なし）こと（判例）に注意